

姫 監 公 表 第 6 号
平成 2 5 年 4 月 1 8 日

姫路市監査委員	井 神	曉
同	小 林	茂 信
同	長谷川	任 武
同	坂 本	学

住民監査請求（水尾川他除草業務委託契約の不正請求による
不当な公金の支出）に係る監査の結果について

平成 2 5 年 2 月 1 8 日に受付した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に
基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定に基づき、次の
とおり公表します。

第 1 監査の請求

1 請求人

姫路市 山田 雄二

2 請求年月日

本件姫路市職員措置請求（以下「本件請求」という。）に係る請求書は、平成 25 年 2 月 18 日に提出されました。

3 請求人の主張

本件請求書に記載された請求の内容は、次のとおりです。（原文のまま掲載。ただし、請求人からの聞き取りに基づき一部補足しました。（〔 〕）部分。

請求の趣旨

河川整備室設計担当職員 A、確認職員 B 及び河川整備室除草業務関係者は除草委託業者に加担して公金を支出したと考察できる。

不正請求を明らかにすべきで、詐取が事実と確認出来れば違法不当な支出により姫路市が被った損害につき、〔姫路市は、姫路市長に対し〕支出額相当額の返還を求めるなど損害を補填するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告すること求め、別添の事実証明書を添えて本請求に及ぶ次第である。

請求の理由

「除草日時は平成 24 年 9 月 28 日金曜日、写真撮影は 17 時 15 分。除草作業を開始したのは撮影直後である。二人の作業服を着た人物の一人はカメラを構え他の一人は鎌を手にとりポーズを取っていた。その作業者の近くには黒板が立てかけてあり撮影者は作業者と共に黒板を入れて写真を撮っていた。黒板を見ると「人力」と書いてある。そして撮影が終わると作業者は鎌を手放し、持ち出してきた草刈り機に替えて除草を始め出した。それを見とどけた撮影者は車で立ち去った。」

「人力」の文字と作業形態が違う事象なので、姫路市河川整備室除草担当者に情報提供したが、「当該箇所の除草方法については、フェンスがあるため、施工性・安全性の問題により当初は人力での作業を指示していましたが、施工業者から草刈機の作業でも可能との提案があったため、河川整備室の判断で設計書に示す草刈機での作業を指示しています」との河川整備室から回答があった。

近隣の市町村に人力除草と機械除草との費用の違いを確認すると全て

人力が高いとの回答である。積算基準及び歩掛表 第Ⅲ編河川 第2章 河川維持工 除草工に記載してあるが、人力除草と機械除草の歩掛は1,000㎡当り約3倍の相違がある。

実施委託設計書の実施立証確認は特記仕様書を順施するが、特記仕様書には、「(6)記録写真 ア、作業ごとにその内容が確認できる写真を、作業前、作業後について同一場所から撮影したもの」との指示がある。

最終報告書に写真（人力）の添付は実施委託設計書に則り、人力による除草作業を終了したと報告しているのである。

姫路市河川整備室の説明では「設計書に示す草刈機での作業を指示」では整合性が無く、実施委託設計書積算基準及び歩掛表による人力作業の対価を不正請求により不当な公金の支出があったと思料する。

「本委託の目的は除草であり、河川整備室としては指示違反とは考えておりません」とは人力除草と機械除草の対価費用が同等であるかの様な説明は除草施工業者の行為を正当化して欺く事象であると言わざるを得ない。

業務推進課の説明も「当該設計（一部変更契約に係る設計の見直し）は、河川整備室が作業の実態を、請負業者からの報告により確認した上で行われていたものでした」とは恰も変更時に作業の実態をふまえて費用対価を変更したかのような表現であるが当該設計（一部変更契約に係る設計の見直し）は数量の変更は記載しているが実施方法についての記載変更はない。

「同年10月19日に一部変更契約したものでございます。」との説明は19日以降も作業が継続しているかの表現であるが10月5日には全ての除草、集荷、荷卸は終わっていた。

4 事実を証する書面

請求人は、事実証明書として、次の各書面を添付しています。

(1) 除草作業写真

ア 水尾川他除草業務委託業務完了報告書（以下「完了報告書」という。）に添付されていた作業箇所「No, 8+20～No, 9 歩道部」の除草状況（人力）写真の写し

イ 請求人が撮影した、前項箇所に係る委託業者作業員が機械除草を行っている写真

(2) 水尾川他除草業務委託契約書の写し

ア 平成24年9月18日付、契約書頭書

イ 平成24年10月19日付、一部変更契約書頭書及び第1回変更設

計書のうち「第 0001 号明細表 除草業務（頁 1-0006）」

- (3) 水尾川他除草業務委託の実施委託設計書の一部の写し
- (4) 水尾川他除草業務委託の特記仕様書の一部の写し
- (5) 河川整備室及び業務推進課から請求人宛ての電子メール
 - ア 平成 24 年 12 月 21 日付、河川整備室からの電子メール
 - イ 平成 25 年 1 月 11 日付、河川整備室からの電子メール
 - ウ 平成 25 年 2 月 6 日付、業務推進課からの電子メール

5 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 25 年 2 月 27 日に受理しました。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求に係る水尾川他除草業務委託契約（以下「本件業務委託」という。）の委託料支出について、市職員による違法又は不当な公金の支出により、市に損害が発生しているかどうかについて監査することにしました。

なお、本件請求のうち、今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求める部分については、自治法第 242 条第 1 項に規定される事項に該当しないため、監査の対象から除外しました。

2 監査対象部局

監査対象部局は、下水道局河川整備室としました。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第 242 条第 6 項の規定に基づく陳述の機会を与えましたが、請求人は不要としました。

また、追加の証拠書類の提出もありませんでした。

4 監査対象部局の陳述

平成 25 年 3 月 19 日に、河川整備室の関係職員による陳述の聴取を行いました。

なお、陳述の要旨は、次のとおりです。

- (1) 本件業務委託は、水尾川の法面及び河床等の草刈りを草刈機で施工するもので、平成24年9月6日に入札を行い、9月19日から10月31日までを工期として業務委託したものである。
- (2) 堤防道路部分の草刈りは、設計変更で追加したもので、10月19日に変更契約を結び、10月24日に完了した。
- (3) 本件請求の場所は、この追加変更した堤防道路部分に含まれている。
- (4) 本件請求の場所の草刈りの方法は、フェンス等があるため人力で施工するように請負業者に指示したのは事実であるが、請負業者からは、草刈機で施工したとの報告があったため、設計変更では、草刈機による施工とした。
- (5) 最終報告の工事写真には、人力での除草写真が添付されているのは事実であるが、最終の設計書（変更設計書）では、実際に作業した草刈機の施工として設計しているため、不当な公金の支出はないものと考えている。よって、河川整備室としては適正なものとして認識している。

5 監査の実施

河川整備室に対して、関係書類及びその他の記録等の提出を求め実施しました。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

- (1) 本件業務委託について

ア 本件業務委託の内容は、次のとおりです。

○目的・・・水尾川他の美化及び景観の維持、病虫害発生の予防及び火災の防止等。

○場所・・・姫路市土山三丁目地内の「中の町三丁目橋」から姫路市北今宿一丁目地内の「主要地方道姫路大河内線」に至る水尾川の河床部（9,400㎡）、河川法面部（5,600㎡）及び河川に沿って点在している河川改修事業に伴う残地（空地）平面部（800㎡）。

○業務・・・除草及び刈り取った草等の廃棄物の運搬と処分。

イ 本件業務委託の実施委託設計書は、河川整備室の職員Aが作成し、職

員Bが確認したものです。

ウ 除草工は、河床部、河川法面部及び残地平面部の3つの部分ごとに設計されており、除草方法は全て刈歯255mmの肩掛式草刈機（以下「草刈機」という。）によるものとして設計されています。

エ 特記仕様書の中には、除草方法に係る記載は存在しませんでした。

オ 河川整備室は、実施設計図書及び特記仕様書に基づき、平成24年9月6日に指名競争入札を実施し、X社が落札しました。

カ 本件業務委託については、履行期間を平成24年9月19日から同年10月31日まで、契約金額を2,026,500円とし、平成24年9月18日に委託契約を締結しました。

(2) 変更契約について

ア 本件業務委託については、委託料を302,810円増額する旨の変更契約が平成24年10月19日に締結されました。

なお、これ以外の変更契約はありませんでした。

イ 変更契約の理由は、変更執行伺書（変更理由書）の記載によると、地元自治会による河川管理用通路（堤防道路）部分の除草を追加するよう要望があったことに伴うものでした。

ウ 変更内容は、地元要望に応じて堤防道路部分を新たに残地平面部の除草箇所に加えたもので、変更設計書では、除草面積が当初の800㎡から2,100㎡に変更されていました。

なお、除草方法についての変更はなく、また、特記仕様書の変更もありませんでした。

(3) 本件請求場所について

ア 本件請求において請求人が「不正行為が行われた」と主張する場所（以下「本件請求場所」という。）は、姫路市名古山町〇〇〇〇地先の水尾川河川堤防道路上で、住宅側に設置された仮設フェンス沿いに細長く雑草の生い茂った道路端部分です。

イ 本件請求場所は、平成24年10月19日に締結された変更契約により拡大された除草箇所である堤防道路部分に含まれています。

ウ 河川整備室から委託業者への本件請求場所に関する除草方法の指示については、書面では残されていませんでした。

エ 完了報告書に添付された本件請求場所に関する記録写真は、「作業前」、

「作業完了後」及び「作業中」の3段階の写真が各2箇所ずつ添付されており、そのうち、「作業中」の除草作業状況の記録写真は、人力によるものが添付され、草刈機による記録写真は添付されていませんでした。

オ 「作業完了後」の記録写真では、除草業務は特記仕様書どおり適正に完了していました。

(4) 除草費用（委託料）の積算について

除草費用は、兵庫県県土整備部編纂の土木工事標準積算基準書の施工歩掛及び土木工事積算単価表（以下「積算基準」という。）に基づき作成した実施委託設計書により積算されたものです。

河床部及び河川法面部については、同基準書の第Ⅲ編（河川砂防編）所載の積算基準に基づき設計されています。

一方、残地及び堤防道路平面部（本件請求場所を含む）については、河川域外にあるため、同基準書の第Ⅳ編（道路編）所載の積算基準に基づき積算されています。

本件請求場所に係る除草費用は、草刈機による作業を前提に積算されたものであり、人力による場合と比較した場合、人力による場合の方が約1.1倍高くなっています。

なお、同基準書の第Ⅲ編（河川砂防編）所載の積算基準では、草刈機による場合と人力による場合の積算を比較した場合、2倍以上人力による場合の方が高くなっています。

(5) 本件業務委託の完了と委託料の支払いについて

ア 本件業務委託は、平成24年10月24日に完了し、同日付で委託業者から完了報告書が河川整備室に提出され、同日付で整備担当主幹が業務の完了を確認していました。

イ 委託料の支出決定は、担当者により平成24年10月25日に起案され、同日付で整備担当主幹が決裁していました。

ウ 委託料2,329,310円は、平成24年11月9日に口座振替により姫路市会計管理者から委託業者へ全額が支払われていました。

2 判断

(1) 本件業務委託の締結について

河川整備室が作成した当該業務の実施委託設計書及び変更設計書（以下「設計書」という。）は、全ての除草契約箇所について、草刈機による積算基準を基に積算したものであり、他の積算要素も含め、契約金額の基となる全体の設計金額を適正に算出したものです。

また、本件業務委託は、姫路市契約規則等に従い、平成24年9月18日に、また変更契約は平成24年10月19日に、適正に契約締結されたものです。

(2) 本件業務委託の履行について

委託業者が平成24年10月24日に河川整備室に提出した完了報告書には、本件請求場所の「作業中」の除草作業状況写真として人力で除草作業を行っている写真が添付されています。

しかしながら、人力による除草作業が実際には行われなかったことは請求人の主張及び河川整備室の陳述会での説明により明らかであり、本件請求場所を含む全ての除草契約箇所について、草刈機を使用して作業したものであることが判明しました。

このことは、設計内容に合致するものであり、本件業務委託が設計書に示すとおり適正に履行されたものと判断します。

一方、完了報告書に人力で除草を行っている写真が添付されていることについては、本件業務委託の履行状況と相反するものであることが判明し、その点について完了報告書には一部不備が存在します。

(3) 本件業務委託の契約金額（委託料）の支出について

河川整備室は、平成24年10月24日に本件業務委託の業務完了確認を行い、同年11月9日に委託業者に対して、全ての除草契約箇所について、草刈機により積算した設計金額を基にした契約金額（変更契約金額を含む）2,329,310円を適正に支払ったものです。

(4) 違法不当な公金の支出の有無について

本件業務委託に係る契約金額の支払いは、設計書のとおり、全ての除草契約箇所を草刈機により積算した設計金額を基にした契約金額による支出であり、委託業者も全て草刈機により業務を完了しているため、違法・不当な財務会計上の行為は存在せず、適正な公金の支出であると判断します。

(5) 姫路市の損害発生について

委託業者は、完了報告書の添付写真に一部不備があるものの、本件業務委託の契約内容に基づいて、適正に委託業務を完了しており、姫路市はその業務完了確認後に、本件業務委託の契約内容（業務委託契約約款）に従って契約金額を支払ったものです。

よって、請求人の主張するような姫路市の財政的損害は発生していないものと判断します。

第4 結論

- 1 本件請求のうち、市職員による違法又は不当な公金の支出による市の損害の補填を求める部分については、以上のことから、請求人の主張には理由がありません。
- 2 本件請求のうち、今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告を求める部分については、姫路市の財務会計上の行為等に関する請求ではないことから、適法な住民監査請求ではないものと判断します。

第5 意見

当該業務委託に係る業務委託完了報告書の本件請求場所に関する除草作業写真は、実際の作業状況とは明らかに相違しており、請求人が疑義を抱くのも理解できなくはありません。

委託業務の完了確認については、より適正、厳密に事務処理を行う必要があると考えます。